

芦屋市環境処理センター施設整備に伴う

生活環境影響調査書

令和 7 年 10 月

芦屋市

目 次

第1章 施設の設置に関する計画等	1- 1
1 施設の設置者の名称及び所在地	1- 1
2 施設の設置場所	1- 1
3 設置する施設の種類	1- 1
4 事業の目的	1- 3
5 施設において処理する廃棄物の種類	1- 4
6 施設の処理能力	1- 4
7 施設の処理方式	1- 4
8 施設の構造及び設備	1- 5
9 公害防止基準	1- 7
10 収集・運搬計画	1-10
11 環境保全のための配慮措置	1-13
12 事業スケジュール案	1-13
第2章 地域特性に関する情報把握	2- 1
1 自然的状況に係る項目	2- 2
2 社会的状況に係る項目	2-32
3 環境関係法律等に係る項目	2-44
第3章 生活環境影響調査項目の選定	3- 1
1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目	3- 1
2 生活環境影響調査項目の選定理由	3- 2
第4章 生活環境影響調査の結果	4. 1- 1
1 大気質	4. 1- 1
1.1 調査	4. 1- 1
1.2 予測	4. 1- 9
1.3 影響の分析	4. 1-20
2 騒音	4. 2- 1
2.1 調査	4. 2- 1
2.2 予測	4. 2- 9
2.3 影響の分析	4. 2-23
3 振動	4. 3- 1
3.1 調査	4. 3- 1
3.2 予測	4. 3- 5
3.3 影響の分析	4. 3-11

4 悪臭	4. 4- 1
4.1 調査	4. 4- 1
4.2 予測	4. 4- 6
4.3 影響の分析	4. 4-14

第5章 総合評価	5- 1
----------------	------

資料編

地上気象

1. 地上気象調査結果.....	資 1- 1
------------------	--------

大気質

2. 大気質調査結果	資 2- 1
------------------	--------

騒音

3. 騒音、低周波音及び交通量調査結果.....	資 3- 1
--------------------------	--------

振動

4. 振動及び地盤卓越振動数調査結果	資 4- 1
--------------------------	--------

第1章 施設の設置に関する計画等

第 1 章 施設の設置に関する計画等

1 施設の設置者の名称及び所在地

設置者の名称：芦屋市

(管理者 芦屋市長：高島 峻輔)

所在地：兵庫県芦屋市精道町 7 番 6 号

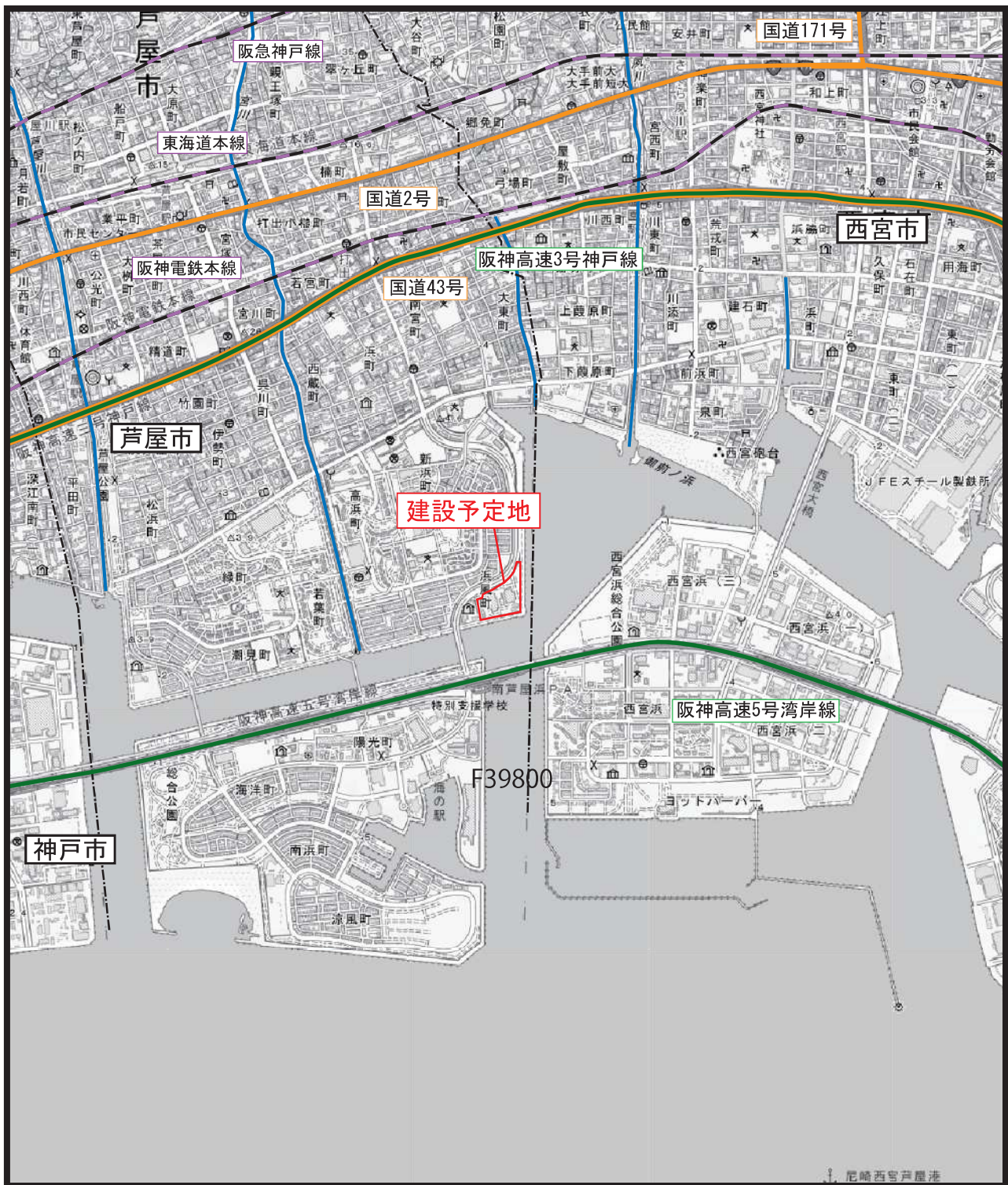
2 施設の設置場所

兵庫県芦屋市浜風町 3 1-1 (図1.2-1参照)

建設予定地は、芦屋市環境処理センター敷地内とする。

3 設置する施設の種類

中継施設及び一般廃棄物処理施設 (資源化施設)



凡例

 : 建設予定地 (芦屋市環境処理センター)

 : 市境

 : 高速道路

 : 国道

 : 鉄道

 : 河川



S = 1:25,000

0 250 500 1000m

図1.2-1 建設予定地

出典：「地理院地図 GISMap」 (国土地理院)

4 事業の目的

現在、芦屋市（以下、「本市」という。）では、本市域内より排出される一般廃棄物を芦屋市環境処理センター敷地内の「ごみ焼却施設」及び「資源化施設（不燃物処理施設、ペットボトル減容施設）」において処理を行っている。

しかしながら、これらの施設は老朽化が進んでおり、将来にわたりごみの適正・安定処理を継続していくためには、新たなごみ処理施設の整備を図っていく必要があり、令和4年3月、施設整備に係る「基本的な考え方」「施設整備の方向性」を取りまとめた「芦屋市環境処理センター施設整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定した。

基本方針として〈地球温暖化対策〉〈循環型社会の形成〉〈環境保全〉の3つの目標を掲げ、焼却エネルギー等の利活用による脱炭素に貢献し、持続可能な社会の実現に寄与するとともに、多面的価値を有し、市民に親しまれる施設整備に取り組むこととした。

また、計画的に市域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本的事項を定めた「芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」についても、基本構想策定と同時期に見直しを行い、新たな5つの基本方針〈日常における環境意識の醸成〉〈市民参画・協働の推進〉〈多様な主体との連携〉〈排出事業者責任の徹底〉〈新施設の検討・構想〉のもと、ごみ排出量削減等に係る目標値を設定し、目標達成に向けて市全体で様々な施策に取り組んでいくこととした。

さらに、令和3年6月の「芦屋市ゼロカーボンシティ」表明による2050年（令和32年）までに温室効果ガス実質ゼロを目指した施策の推進、令和4年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行により、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることを踏まえ、プラスチック資源の分別収集・リサイクル推進への対応など、脱炭素社会の実現に係る一層の取組みを進めていく必要がある。

これら本市による取組みや国の方針を踏まえ、施設整備に関する具体的な詳細検討を行い、施設整備事業の実施に向け決定すべき事項を明確にしていくことを目的として「芦屋市環境処理センター施設整備基本計画」を策定中である。令和5年、本市から神戸市へ環境施策の連携協議について依頼し、ごみ処理施設の広域連携の検討を進めた結果、令和7年3月、両市間で可燃ごみの広域処理に向けた協議書を締結した。よって、本市の可燃ごみは、本市内に整備する中継施設で積み替え、神戸市のクリーンセンター（主に港島クリーンセンター）へ搬送し、処理を行うこととする。

本事業は、安全・安心を最優先に考慮し、また、循環型社会形成への寄与、多面的価値、経済性の観点にも配慮した、市民に親しまれ、地域に貢献する場として、中継施設及び一般廃棄物を処理するための新たなごみ処理施設（以下、「計画施設」という。）を整備するものである。

5 施設において処理する廃棄物の種類

計画施設の処理対象物は、表 1.5-1 に示すとおりとする。

表 1.5-1 計画施設における処理対象物

処理対象物
可燃ごみ
不燃ごみ
粗大ごみ
災害廃棄物

注：中継施設では、可燃性粗大ごみの破砕、搬入ごみの貯留、積替えを行う。
資源化施設では破砕、選別等を行う。

6 施設の処理能力

中継施設は、現在ごみ焼却施設として供用中の既存ごみピットを整備、資源化施設は、現在供用中の資源化施設を解体した跡地で整備することを想定しており、施設処理能力は以下に示すとおりである。

- ・中継施設：70.5t/日
- ・資源化施設：16.3t/日

7 施設の処理方式

- ・中継施設：ピットアンドクレーン方式
- ・資源化施設：破砕、選別方式

8 施設の構造及び設備

8.1 施設配置計画

施設の配置は、現段階において図 1.8.1-1 に示すとおりである。ただし、本配置は現段階での想定であり、実際の配置はプラントメーカーからの提案等により決定する。

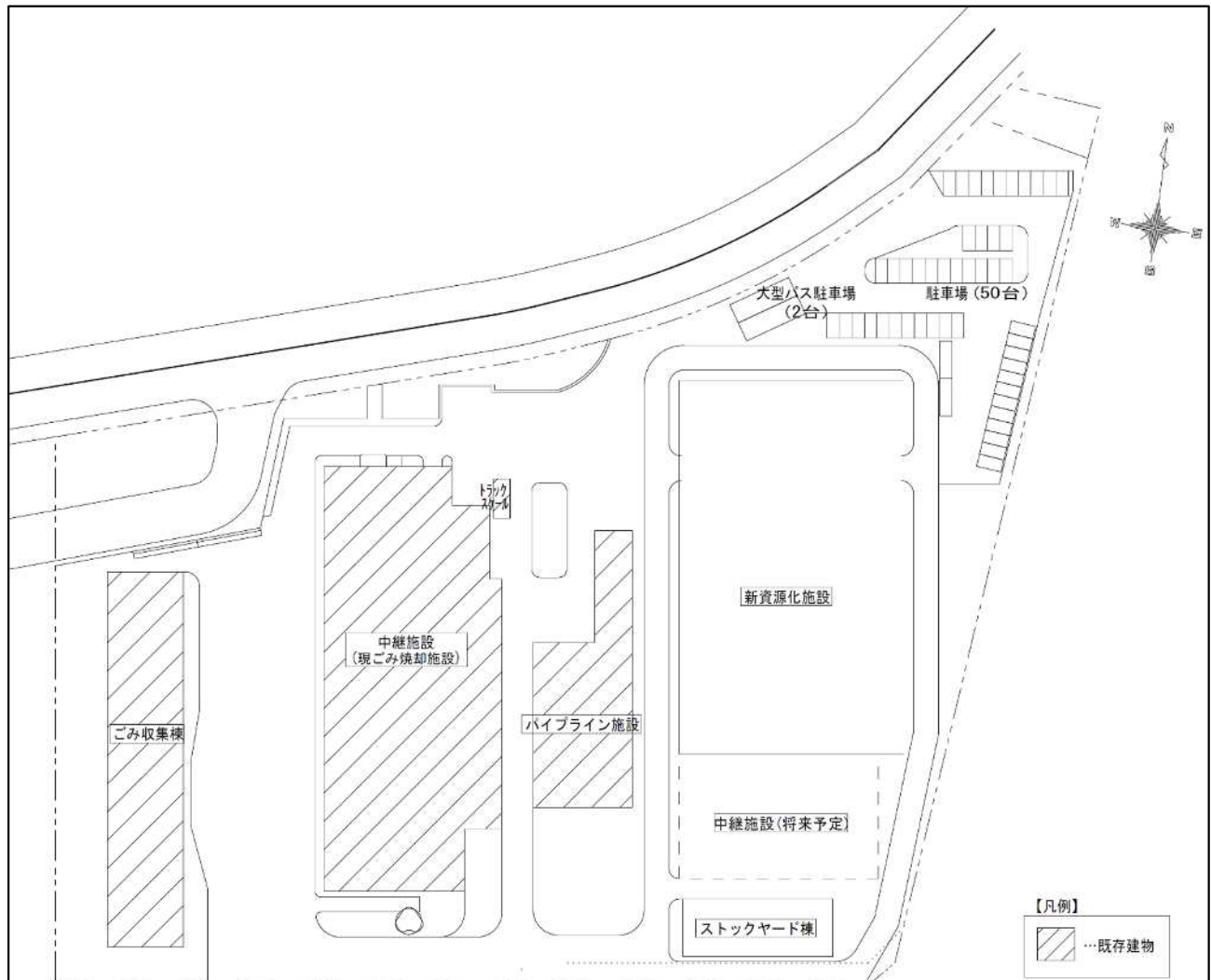


図 1.8.1-1 施設整備位置

8.2 計画諸元

計画施設の計画諸元を表1.8.2-1に示す。

表1.8.2-1 計画諸元

工作物の種類等	項目	計画諸元
中継施設	処理能力	70.5t/日
	処理対象ごみ	可燃ごみ等、災害廃棄物
	処理方式	ピットアンドクレーン方式
	運転計画	9時～17時（平日及び休日）
	給水設備	上水及び再利用水または雨水
	排水処理設備	プラント排水：下水道放流 生活排水：下水道放流
	構造	鉄筋コンクリート造（現ごみ焼却施設を使用）
	稼働予定	令和12年度（2030年度）
資源化施設	処理能力	16.3t/日
	処理対象ごみ	・資源ごみ（缶、ペットボトル、ビン、プラスチック使用製品廃棄物） ・粗大ごみ、不燃ごみ
	破碎設備	低速回転破碎機（一次破碎機） 高速回転破碎機（二次破碎機）
	選別設備	機械選別及び手選別
	運転計画	9時～14時（平日及び休日）
	給水設備	上水
	排水処理設備	プラント排水：下水道放流 生活排水：下水道放流
	処理生成物	未定
	処分・資源化方法	未定
	構造	鉄筋コンクリート造もしくは鉄骨ALC造
	竣工予定	令和15年度（2033年度）

注：未定の項目については、今後施設整備を検討するなかで決定する。

9 公害防止基準

公害防止対策として関係法令等の基準値と同等の公害防止基準を設定する。

9.1 騒音

敷地境界において、表 1.9.1-1 の基準値以下とする。なお、低周波音にも留意する。

表 1.9.1-1 騒音基準値

区 分	朝 午前6時～ 午前8時	昼 間 午前8時～午後6時	夕 午後6時～ 午後10時	夜 間 午後10時～午前6時
基準値	50 dB	60 dB	50 dB	45 dB

注：西側敷地境界は、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内に該当するため、上表の値から 5 dB 減じた値とする。

9.2 振動

敷地境界において、表 1.9.2-1 の基準値以下とする。

表 1.9.2-1 振動基準値

区 分	昼 間 午前8時～午後7時	夜 間 午後7時～午前8時
基準値	60 dB	55 dB

注：西側敷地境界は、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内に該当するため、上表の値から 5 dB 減じた値とする。

9.3 悪臭

敷地境界において、表 1.9.3-1 の基準値以下とする。

表 1.9.3-1 悪臭基準値

項目	単位	基準値
アンモニア	ppm	1 以下
メチルメルカプタン		0.002 以下
硫化水素		0.02 以下
硫化メチル		0.01 以下
二硫化メチル		0.009 以下
トリメチルアミン		0.005 以下
アセトアルデヒド		0.05 以下
プロピオンアルデヒド		0.05 以下
ノルマルブチルアルデヒド		0.009 以下
イソブチルアルデヒド		0.02 以下
ノルマルバレルアルデヒド		0.009 以下
イソバレルアルデヒド		0.003 以下
イソブタノール		0.9 以下
酢酸エチル		3 以下
メチルイソブチルケトン		1 以下
トルエン		10 以下
スチレン		0.4 以下
キシレン		1 以下
プロピオン酸		0.03 以下
ノルマル酪酸		0.001 以下
ノルマル吉草酸		0.0009 以下
イソ吉草酸		0.001 以下

気体排出口（脱臭設備）において、下記の許容限度以下とする。

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により流量を算出する方法とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

q : 排出口における許容限度 (Nm³/h)

H e : 補正された排出口高さ (m)

C m : 上記敷地境界での基準値 (ppm)

(悪臭防止法施行規則 第三条)

【対象物質】

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの 13 物質。

9.4 排水

プラント排水及び生活排水は下水道放流とするため、表1.9.4-1に示す下水道法及び芦屋市下水道条例の基準値以下とする。なお、敷地内及び屋上に降った雨水は一定量を場内貯留槽に保管し、植栽への散水など可能な限り利用する。

表1.9.4-1 下水排除基準

法令	項目	下水道排除基準値
芦屋市下水道条例	温度	45 ℃以下
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L以下
下水道法	水素イオン濃度	水素指数5以上9以下
	生物化学的酸素要求量	600 mg/L以下
下水道法	浮遊物質	600 mg/L以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L以下
下水道法	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L以下
	窒素含有量	240 mg/L以下
下水道法	リン含有量	32 mg/L以下
	沃素消費量	220 mg/L以下
下水道法	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下
	シアン化合物	1 mg/L以下
下水道法	有機リン化合物	1 mg/L以下
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下
下水道法	六価クロム化合物	0.2 mg/L以下
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下
下水道法	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
下水道法	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
下水道法	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
下水道法	四塩化炭素	0.02 mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
下水道法	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
下水道法	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
下水道法	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
	チウラム	0.06 mg/L以下
下水道法	シマジン	0.03 mg/L以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
下水道法	ベンゼン	0.1 mg/L以下
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下
下水道法	ほう素及びその化合物	海域以外に排出 10 mg/L以下
		海域に排出 230 mg/L以下
下水道法	ふっ素及びその化合物	海域以外に排出 8 mg/L以下
		海域に排出 15 mg/L以下
下水道法	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下
	フェノール類	5 mg/L以下
下水道法	銅及びその化合物	3 mg/L以下
	亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下
下水道法	鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下
	マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下
下水道法	クロム及びその化合物	2 mg/L以下
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下

出典：下水道法施行令（昭和34年4月22日）

芦屋市下水道条例（昭和38年条例第1号）

9.5 粉じん

資源化施設には集じん設備を設け、排気することにより、排気口出口粉じん濃度を0.01g/Nm³以下とする。

10 収集・運搬計画

10.1 収集区域

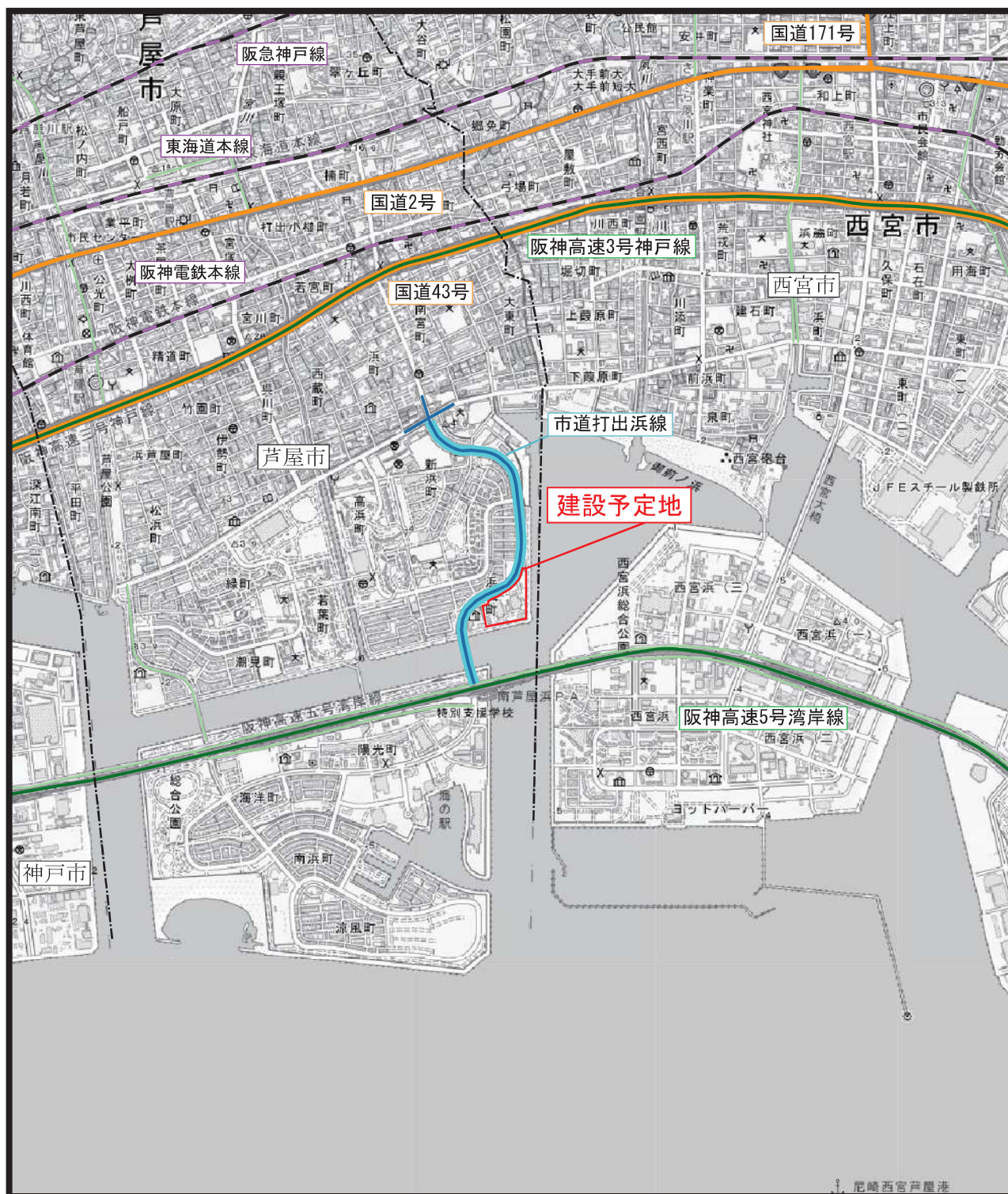
廃棄物の収集区域は芦屋市の全域とする。

10.2 運搬経路・搬入台数

廃棄物運搬車両主要走行ルートは、市道打出浜線を利用したルートとなる（図1.10.2-1参照）。

また、廃棄物運搬車両の1日当りの最大搬入台数は、市想定データを基に、計画収集車両は139台、一般持込車両は103台を想定している。

なお、貯留した可燃ごみは大型廃棄物運搬車両（10tダンプのウイング車を想定）に積替え、主に神戸市港島クリーンセンターへ搬入する。搬入ルートは図1.10.2-2に示すとおりであり、台数は1日当たり約15台を想定している。



凡例

 : 建設予定地 (芦屋市環境処理センター)

 : 市境

 : 高速道路

 : 国道

 : 鉄道

 : 県道

 : 廃棄物運搬車両主要走行ルート

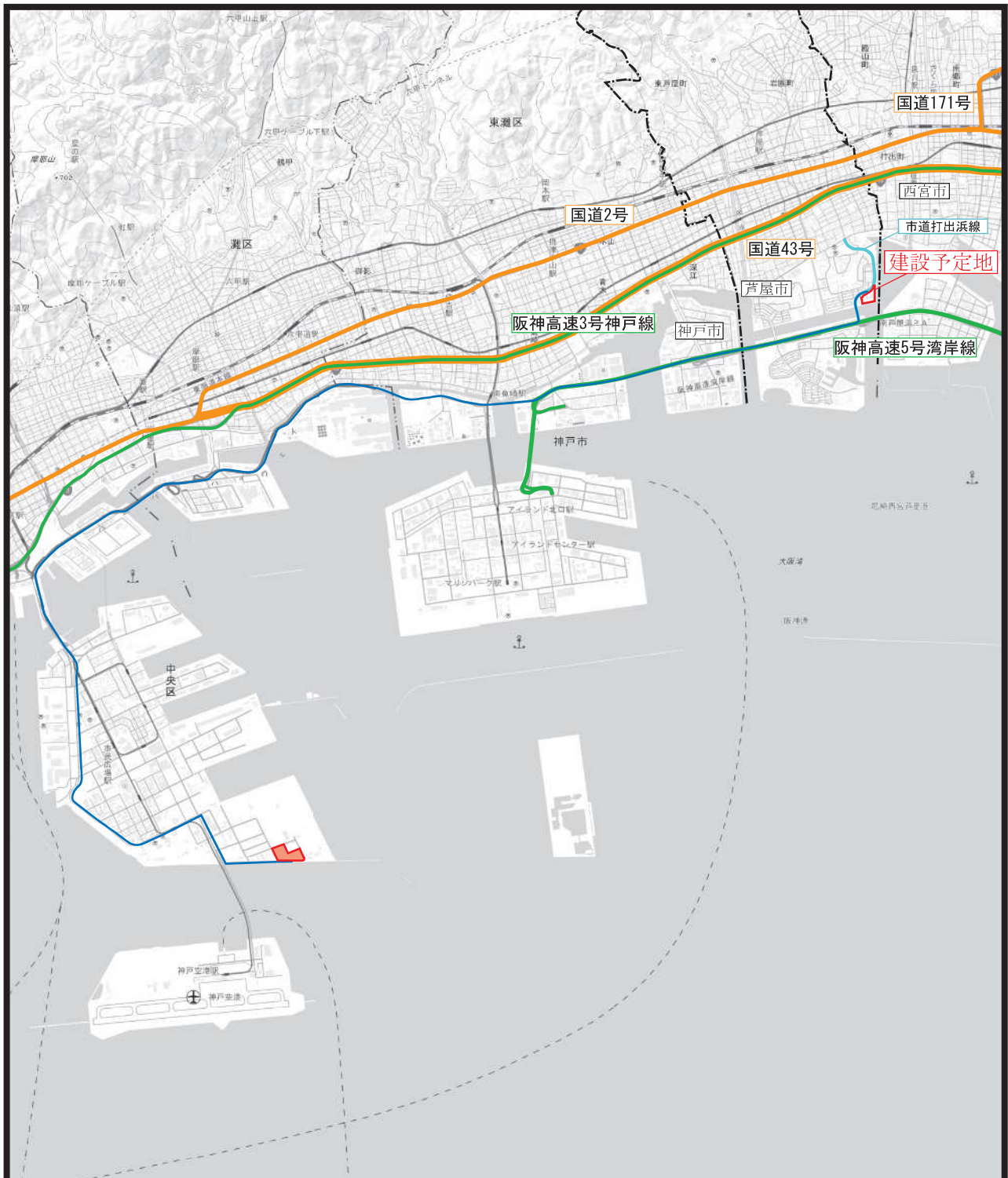
出典：「地理院地図 GISMap」（国土地理院）



S = 1:25,000



図1. 10. 2-1 廃棄物運搬車両主要走行ルート



凡例

- ▭ : 建設予定地（芦屋市環境処理センター）
- ▭ : 可燃ごみ搬送先
（神戸市港島クリーンセンター）
- : 市境
- : 高速道路
- : 国道
- : 大型廃棄物運搬車両による
神戸市港島クリーンセンターへの
走行ルート

出典：「地理院地図 GISMap」（国土地理院）



S = 1 : 80,000



図1.10.2-2 芦屋市環境処理センターから
神戸市港島クリーンセンターへの走行ルート

11 環境保全のための配慮措置

11.1 大気汚染防止対策

- ・資源化施設の稼働に際して、作業は屋内に限り、適切な発じん防止対策を行い、粉じんは集じん設備により適切に処理する。

11.2 騒音・振動防止対策

- ・騒音が発生する機械設備は、低騒音型の機器を可能な限り選定し、原則として建物内に配置し、騒音の屋外への伝播を抑制する。特に大きな騒音が発生する機器類は必要に応じて防音構造の室内に収納し、騒音が外部に洩れないようにする。
- ・振動が発生する機械設備は、低振動型の機器を可能な限り選定し、振動の伝播を防止するため防振装置等による対策を考慮する。
- ・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。

11.3 悪臭防止対策

- ・中継施設及び資源化施設のプラットホーム出入口にエアーカーテンを使用し、臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピットは、外部との開口部を必要最小限にするため、ごみ投入時以外は投入扉を閉鎖する。
- ・脱臭設備を設置し、施設内の臭気が漏洩しないよう吸引、処理したのちに大気へ放出する。

11.4 水質汚濁防止対策

- ・プラント排水は下水道放流が可能な水質まで処理し、生活排水とともに下水道へ放流する。
- ・雨水は一定量を場内貯留槽に保管し、植栽への散水など可能な限り利用する。

11.5 廃棄物の排出等における環境配慮

- ・廃棄物は、積極的に再利用・再資源化に努める。
- ・可燃ごみの神戸市クリーンセンターへの搬出は、飛散防止のための天蓋、上部全面を覆うことが可能である堅牢な密閉方式及び走行中に開かない機能を有し、汚水タンク等を備えた運搬車両を用いる。

11.6 交通安全対策

- ・廃棄物運搬車両の主要走行ルートを設定する。
- ・廃棄物運搬車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。
- ・廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努める。
- ・廃棄物運搬車両は、低公害車を積極的に導入するよう指導する。

12 事業スケジュール案

本事業は、現ごみ焼却施設を中継施設として整備、現資源化施設を解体し、新たに資源化施設を整備する別棟方式としている。

なお、中継施設は令和 12 年度（2030 年度）、資源化施設は令和 15 年度（2033 年度）に供用を開始する計画である。

